

金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う皆さまへ

金属アーク溶接等作業について 健康障害防止措置が義務付けられます

厚生労働省では、「溶接ヒューム」について、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則（特化則）等を改正し、新たな告示を制定しました。

改正政省令・告示は、**令和3年4月1日から施行・適用**しています。

※一部経過措置があります（令和4年4月1日施行、フィットテストの実施については令和5年4月1日施行）

- このリーフレットは、**金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う事業者**向けのものです。
 - ※「**屋内作業場**」とは、以下のいずれかに該当する作業場をいいます。
 - ・作業場の建屋の側面の半分以上にわたって壁、羽目板その他のしゃへい物が設けられている場所
 - ・ガス、蒸気または粉じんがその内部に滞留するおそれがある場所
 - ※「**継続して行う屋内作業場**」には、建築中の建物内部等で金属アーク溶接等作業を同じ場所を繰り返して行わないものは含まれません。

新たに規制の対象となった物質

溶接ヒューム（金属アーク溶接等作業（※）において加熱により発生する粒子状物質）について、新たに特化則の特定化学物質（管理第2類物質）として位置付けました。

※金属アーク溶接等作業

- ・金属をアーク溶接する作業、
- ・アークを用いて金属を溶断し、またはガウジングする作業
- ・その他の溶接ヒュームを製造し、または取り扱う作業（燃焼ガス、レーザービーム等を熱源とする溶接、溶断、ガウジングは含まれません）



溶接ヒューム	性状
主な有害性（発がん性、その他の有害性） 発がん性：国際がん研究機関（IARC）グループ1 ヒトに対する発がん性	溶接により生じた蒸気が空気中で凝固した固体の粒子（粒径0.1～1μm程度）
その他：溶接ヒュームに含まれる酸化マンガン（MnO） 三酸化ニマンガン（Mn ₂ O ₃ ）について 神経機能障害、呼吸器系障害	



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

施行日・経過措置

屋内作業場における金属アーク溶接等作業の規制は、下表のスケジュールで施行されます。

規制の内容	2021(令和3)年		2022(令和4)年		2023(令和5)年			
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月
溶接ヒュームの濃度測定・呼吸用保護具の使用等	溶接ヒュームの濃度測定 (4/1～)							
	換気風量の増加その他必要な措置 (4/1～)							
	再度の溶接ヒュームの濃度測定 (4/1～)							
特定化学物質 作業主任者の選任	呼吸用保護具の選択・使用 (4/1～)							
	フィットテストの実施 (4/1～)							
全体換気の実施 特殊健康診断の実施 その他必要な措置	選任義務 (4/1～)							
	実施義務 (4/1～)							

・令和4年4月1日以降は、特化則に基づき、溶接ヒュームの濃度測定結果に基づいて呼吸用保護具を選択し、使用しなければなりません。

改正内容に関する通達・資料はこちら
厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12725.html



条文の参照は、電子政府の総合窓口（e-GOV）法令データ提供システム
https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/



お問い合わせ・・・都道府県労働局または労働基準監督署

（所在案内：<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html>）

